

I 調査の概要及び利用上の注意

1. 調査の概要

(1) 調査の概要

「茨城県常住人口調査」は、国勢調査の間における市町村ごとの人口及び世帯の移動状況を明らかにするため、「茨城県常住人口調査規則」(後記)に基づき、毎月市町村から報告を得て推計しているものです。

この報告書は、このうち昭和61年の結果について人口動態を中心に若干の解説を加えてとりまとめたものです。

(2) 推計方法

この調査は、国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月の住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき届出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加減して推計し、以下の体系で公表しています。調査項目の詳細については、茨城県常住人口調査規則第5条(調査事項)を参照されたい。

また年齢別人口の推計方法については、別冊「茨城県の人口(年齢別)」の利用上の注意を参照されたい。

(3) 集計事項及び公表体系

(刊行物として公表するもの)

| 周 期 | 刊 行 物 名 | 公表期日 | 集 計 事 項 |
|-------------------------------|-------------------------------------|---------|---|
| 毎月 (1日現在) | 昭和〇年〇月1日現在 茨城県の人口と世帯(推計) (月報) | 翌々月10日 | 1. 每月1日現在市町村別世帯数 2. ニ ニ , 男女別人口 3. 前月中の市町村別人口動態 (人口増加、出生、死亡、転入、転出者数) |
| 四半期毎 (1,4,7,10月) (1日現在) | 昭和〇年〇月1日現在 茨城県の人口(年齢別) (四半期報) | 翌々月10日 | 1. 市町村、男女、年齢3区分別人口及び指數 2. ニ ニ 年齢各歳別人口 (各歳は0歳～69歳まで表章) |
| 毎年 (歴年) | 昭和〇年茨城県の人口 (速報) | 翌年2月10日 | 1. 市町村別世帯数の増減及び人口動態 |
| | 昭和〇年茨城県の人口 -常住人口調査結果報告書- (年報) | 翌年3月末 | 注) 本書であり、集計事項は目次、統計表欄 参照されたい。 |

(閲覧により公表するもの)

| 周 期 | 公 表 内 容 | 公 表 期 日 | 集 計 事 項 |
|------|-------------|---------------------|---|
| 毎月 | 月別集計に関するもの | 翌々月10日 (月報と同時) | 1. 従前の住所地(県内市町村, 都道府県)別転入者数 2. 転出先の住所地(〃〃)別転出者数 3. 年齢(5歳階級, 4階層)別移動状況 (出生, 死亡, 転入, 転出者数) |
| 四半期毎 | 年齢別人口に関するもの | 翌々月10日 (四半期報と同時) | 1. 年齢各歳別人口 (各歳は0歳～99歳まで表章) |
| 毎年 | 年間集計に関するもの | 翌年2月10日 (速報と同時) | 1. 年間人口動態 (出生, 死亡, 県外・県内別転入, 転出者数) 2. 従前の住所地(県内市町村, 都道府県)別転入者数 3. 転出先の住所地(〃〃)別転出者数 4. 年齢(5歳階級, 4階層)別移動状況 5. 年齢各歳別死者数 |

注1) 閲覧によるものについては、市町村男女別に集計し、県統計資料室及び統計課において公表している。

(4) 茨城県常住人口調査規則

〔昭和45年4月1日〕
〔茨城県規則第28号〕

改正 昭和55年9月29日規則第66号

(趣 旨)

第1条 この規則は、国勢調査の間における市町村ごとの人口及び世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策上の基礎資料を得るため、茨城県統計調査条例(昭和36年茨城県条例第16号)の規定に基づき常住人口調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において「世帯」とは、住居及び生計をともにする者の集り又は独立して住居を維持する単身者をいう。

(調査期間)

第3条 常住人口調査は、毎月その月の1日から末日までの期間について行う。

(調査の対象)

第4条 常住人口調査は、次に掲げる者について行う。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録原票に登録されている者。

(調査事項)

第5条 常住人口調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 末日の性別推計人口及び推計世帯数
- (2) 性別出生者数
- (3) 性別及び年齢別の死亡者数
- (4) 性別、年齢別及び従前の住所地別の転入者数
- (5) 性別、年齢別及び転出先の住所地別の転出者数
- (6) 世帯の増減数

(事務の委任)

第6条 知事は、常住人口調査の事務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、市町村長に委任する。

(報告書の作成)

第7条 市町村長は、毎月常住人口調査の結果を、知事が別に定める茨城県常住人口調査報告表(以下「報告表」という。)にとりまとめ翌月15日までに知事に提出するものとする。

(結果の公表)

第8条 知事は、市町村長から提出された報告表により、市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、その結果を公表する。年間の結果についても同様とする。

(人口等の推計の基礎)

第9条 常住人口調査による人口及び世帯数の推計は、最近の国勢調査の結果を基礎にして行うものとする。

付則 (昭和45年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年規則第66号)

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

2. 利用上の注意

(1) 用語の説明

ア 昭和60年10月1日現在で行われた第14国勢調査の結果が総務庁統計局から公表(昭和61年9月30日付総務庁告示第56号)されましたので、茨城県常住人口調査規則第9条の規定に基づいて、人口及び世帯数の数値を昭和60年10月1日現在より溯及して修正しました。したがって、昭和60年10月1日以降の人口及び世帯数の数値は、上記結果が基礎となっています。

また、動態に関する数値は昭和55年以前は外国人を含ないが、昭和56年以降は含めてある。

イ 出生者…出生届又は出生の通知により住民票に記載した者及び外国人登録法に基づく出生の届出により登録申請を受け登録原票に記載した者。

ウ 死亡者…死亡届又は死亡の通知により住民票から消除した者及び外国人登録法に基づく死亡の届出により外国人登録証明書が返納された者。

エ 転入者…住民基本台帳法に基づく転入届により住民票に記載した者及び同法に基づき職権で住民票に記載した者。外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により登録証明書に住所を記入した者及び入国の届出により外国人登録原票に記載した者。

オ 転出者…住民基本台帳法に基づく転出届により住民票から消除した者及び同法に基づき職権

により住民票から消除した者。外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により新住所地の市町村長に登録原票を送付した者及び外国人出入国通知書に記載された者。

カ 増加数、増加率等の算出方法

人口增加数=自然増加数+社会増加数

人口増加率(%)=人口増加数÷61年1月1日現在人口×100

性比=男の数÷女の数×100

自然増加数=出生数-死亡数

自然増加率(%)=自然増加数÷61年1月1日現在人口×100

出生率(‰)=出生数÷61年1月1日現在人口×1,000

死亡率(‰)=死亡数÷61年1月1日現在人口×1,000

社会増加数=転入者数-転出者数

社会増加率(%)=社会増加数÷61年1月1日現在人口×100

移動数=転入者数+転出者数

移動率(%)=移動数÷61年1月1日現在人口×100

注) 比率が相互に一致しない場合があるのは四捨五入によるためである。

キ 使用記号

— 零または該当数字のないもの

0.0, 0.00 該当数が掲載単位未満

… 不詳

△ 負数(ただし、統計表第16表では一を使用している。)

P 漸定数

ク 地域別…本県を次のとおり市郡別に4地域に分ける。

県北地域；水戸市 日立市 那珂湊市 常陸太田市 勝田市 高萩市 北茨城市
笠間市 東茨城郡 西茨城郡 那珂郡 久慈郡 多賀郡

鹿行地域；鹿島郡 行方郡

県南地域；土浦市 石岡市 竜ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷郡 新治郡 筑波郡
北相馬郡

県西地域；古河市 下館市 結城市 下妻市 水海道市 岩井市 真壁郡 結城郡
猿島郡

ケ 都道府県を次のとおり6ブロックに分ける。

北海道・東北；北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

関東；(茨城県) 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

中部；新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県
愛知県

近畿；三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县

中国・四国；鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県
高知県

九州；福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

比較的多い。この場合、県内移動者については、転入者の従前の住所地の市町村=当該転出者の市町村として把えている。

この方法は、県等の総人口はより正確であると言えるが、市町村人口（社会増減数=当該市町村外からの転入者数-当該市町村外への転出者数）からみた場合、転入、転出届のずれなどから、市町村人口の合計が県人口と一致しなくなる。

茨城県常住人口調査ではこれに対し、県人口を市町村人口と一致させるため、従来よりBの方法によっており、結果としてAによる県人口とは一致していない。しかし、本県においては、県内転入転出者の年平均誤差は昭和55～61年平均±126人と無視できる範囲である。

A 県社会増減数=県外からの転入者数-県外への転出者数

B 県社会増減数=Σ(市町村増減数=市町村外からの転入者数-市町村外への転出者数)

イ 住民基本台帳による人口、世帯数との相違

第一に、本調査による人口、世帯数が、基礎としている国勢調査に準拠して外国人を含む総人口であるのに対し、住民基本台帳による人口、世帯数は、日本人のそれである。

第二に、国勢調査では、3ヶ月以上そこに住んでいるか住むことになっている人を調査の対象としているのに対し、住民基本台帳人口はあくまでも台帳に登録されている人の数である。両者の定義上の違いはほとんどないが、例えば3ヶ月以上入院している人の扱いや登録地と実際の居住地が必ずしも一致していない場合もあり、実態としては若干異なる結果となっている。本県の場合、社会増加の高い地域では両者の差は少なく、それ以外の地域では住民基本台帳による人口が多めになっている。

本調査でも、国勢調査間の人口移動数は住民基本台帳から把握しているが、これによるずれはわずかであり、昭和60年国勢調査による人口と、前回の昭和55年国勢調査から積み上げた本調査の差は0.3%，昭和55年の際は0.1%にとどまっている。しかし、年齢別人口の高齢者層など絶対数が少ない集計項目では、一部に負数が生じるなどの結果が出ている。

世帯数については、昭和55年から国勢調査では、会社等の寮は一人一世帯となっているが、学生寮や施設については一棟一世帯としているのに対し、住民基本台帳では全て一人一世帯としているなど定義上も若干異なっており、本調査では必要上両者の違いを無視して推計していくので、利用については留意されたい。

ウ 出生、死亡者の人口動態統計との相違

人口動態統計（衛生部所管）では、出生・死亡者について、当該年1月1日から翌年1月14日までに届出られたもののうち当該年に発生した数をとりまとめる、いわゆる発生主義をとっているのに対し、本調査では早期集計の立場から、当該年（月）中に届出られたものをその年（月）の数とするいわゆる届出主義をとっている。発生日と届出日のずれなどから両者の数は完全には一致していないが、その年平均誤差は出生死亡ともわずかである。

エ 補間補正

昭和55年～60年の人口及び世帯の増加数は本調査と国勢調査とでは、調査方法の相違から一致しない。（県計で8,356人本調査が少ない。）このため、この5年間について、県及び市町村の人口及び世帯の増加数について、補間補正したのに伴ない、この結果に関連する数値を修正したので、この点、留意されたい。